第５講 【政治編】憲法と基本的人権

PART1 大日本帝国憲法

Chapter1　大日本帝国憲法の制定と戦前の日本

目標
大日本帝国憲法の特徴を３つの観点でおさえよう。
大正時代の市民的自由を求める風潮の特徴について知ろう。

1 憲法の種類

①〔　　　　〕**憲法**と軟性憲法

憲法改正に一般の法律改正より厳格な手続きを必要とするか，しないか。

※**解釈改憲**や立法改憲という手法もある。

②〔　　　　〕**憲法**と**民定憲法**

君主の意思により制定されたものか，国民が直接もしくは議会を通じ制定したものか。

③**成文憲法**と〔　　　　〕**憲法**

成文化されているか，いないか。

2 大日本帝国憲法の制定

①自由民権運動（1874年～）→民撰議院開設運動

②私擬憲法草案の作成

③政党の成立

④内閣制度創設（1885年）

⑤**大日本帝国憲法〔明治憲法〕**制定（1889年）

⑥**帝国議会（衆議院・貴族院）**開設（1890年）

大日本帝国憲法発布

明治天皇

3 大日本帝国憲法下の日本

①日清戦争（1894～95年），日露戦争（1904～05年）の勝利

②第一次世界大戦（1914～18年）の勝利

③〔　　　　〕**デモクラシー**

天皇主権を定めた大日本帝国憲法の枠内で市民的自由を求める。

A　初の本格的**政党内閣**の成立（1918年）→立憲政友会の原敬内閣

B　男子〔　　　　〕**選挙**・〔　　　　　　　　〕**法**（1925年）

C　美濃部達吉の「天皇機関説」や吉野作造の「民本主義」が理論的支柱

D　ロシア革命（1917年）や第一次世界大戦の終結（1918年）が背景

E　国内では数々の社会運動が発生

④昭和ファシズム→軍国主義化

A　五・一五事件（1932年）や二・二六事件（1936年）などのクーデタ

B　国民精神総動員運動（1937年～）や国家総動員法（1938年）

C　大政翼賛会（1940年）→全政党が解党

⑤満州事変（1931～33年）

⑥日中戦争（1937～45年）

⑦**太平洋戦争**（1941～45年）→第二次世界大戦（1939～45年）の一部

原爆ドーム（広島県）

平和祈念像（長崎県）

まとめ
大日本帝国憲法は，硬性憲法・欽定憲法・成文憲法である。
大正デモクラシーでは，あくまで天皇主権の憲法の枠内で市民的自由を求めた。

Chapter2　大日本帝国憲法の内容

目標
大日本帝国憲法が模範とした国とその理由を考えよう。
戦前の内閣と地方自治の大きな共通点について知ろう。

1　大日本帝国憲法の重要ポイント

大日本帝国憲法〔明治憲法〕は，初代内閣総理大臣の**伊藤博文**らが中心となり起草。枢密院の審議を経て **1889年 2 月 11 日**，続く黒田清隆内閣の時に〔　　　　　〕**天皇**が公布。

伊藤博文

①**欽定憲法**

天皇が定めた憲法は，発布されなかった**皇室典範**とともに最高法規として位置づけられる。

②**プロイセン〔ドイツ〕憲法**を模範とする

君主である皇帝ヴィルヘルム 1 世が強い力を持ち，宰相ビスマルクが存在感を発揮。

③〔　　　　　〕**主権〔主権在君〕**

アジア初の立憲君主制をとる（専制君主ではない）。

※「アジア初の憲法」はオスマン帝国のミドハト憲法。

④万世一系の天皇は**神聖不可侵**

統治権を総攬（＝一手に掌握）する国家元首

⑤天皇は広範な**天皇大権**を行使

絶対主義的色彩の強い〔　　　　　〕**的立憲主義**をとっており，議会閉会中に緊急勅令や独立命令を発することもできる。

⑥天皇大権としての**陸海軍の**〔　　　　　　　〕が存在

統帥権の独立＝軍隊の指揮命令権には内閣も議会も関与できない。

※臣民には〔　　　　　〕**の義務**がある。

2　その他の大日本帝国憲法の内容

①「〔　　　　〕**の権利**」は法律により制限→**法律の**〔　　　　〕

「〔　　　　〕の範囲内」で認められるのは自由権的基本権のみで社会権は認められていない。治安警察法（1900年）や〔　　　　　　　　　　〕（1925年）で制限。

②**帝国議会**は天皇の**協賛**機関（＝同意の意思を表示する機関）

衆議院（民選）と貴族院（非民選）の二院制→両院の対等

③憲法には内閣制度の規定はなく**各大臣が天皇を輔弼**（＝たすける）

内閣官制という勅令があるのみ。**各大臣は天皇に対し個々に責任を負う**。元老や重臣会議についても憲法に規定なし。

※**内閣総理大臣〔首相〕**は「**同輩中の**〔　　　　〕」にすぎない。

④**大審院**を頂点に「天皇の名において」裁判が行われる

皇室裁判所・行政裁判所・軍法会議など特別裁判所も設置。

※違憲審査権なし。

⑤中央集権体制

憲法には地方自治の規定なし。府知事・県令〔県知事〕は原則的に内務省から官僚を派遣。

⑥**憲法改正**は〔　　　　〕**が発議**

枢密院の審議を経て，帝国議会の両院が議決。

※改正の実施は「日本国憲法」への改正の一度のみ。

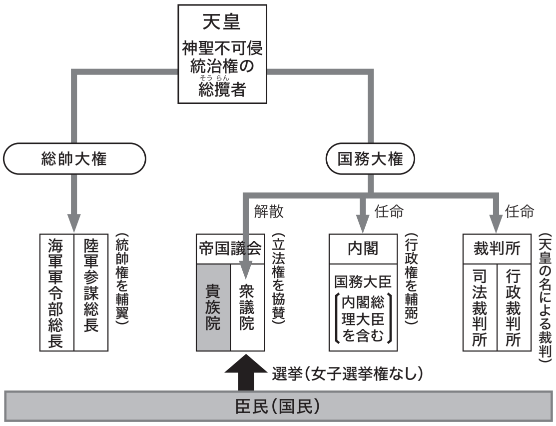

明治憲法下の政治体制

まとめ　大日本帝国憲法は君主権の強いプロイセン〔ドイツ〕憲法を模範としている。内閣も地方自治も大日本帝国憲法には規定がない。

第 5 講　PART1　確認問題

1　君主の意思により制定された憲法を何というか。

①　成文憲法　　②　硬性憲法
③　不文憲法　　④　欽定憲法

2　改正に一般の法律より厳格な手続きを必要とする憲法のことを何というか。

①　民定憲法　　②　硬性憲法
③　欽定憲法　　④　成文憲法

3　大日本帝国憲法〔明治憲法〕制定後のできごとは何か。

①　内閣制度創設　　②　自由党結党
③　帝国議会開設　　④　立憲改進党結党

4　1925年，男子普通選挙の成立と同時に制定されたのはどれか。

①　治安維持法　　②　国家総動員法
③　臨時資金調整法　　④　電力管理法

5　天皇機関説を唱えたのはだれか。

①　原敬　　②　美濃部達吉
③　幸徳秋水　　④　吉野作造

6 大正デモクラシーの背景にあるとされるものはどれか。

① 五・一五事件　② ロシア革命
③ 大政翼賛会　④ 国民精神総動員運動

7 昭和ファシズムに関連があるのはどれか。

① 民本主義　② 男子普通選挙
③ 天皇機関説　④ 二・二六事件

8 大日本帝国憲法〔明治憲法〕を中心となって起草したのはだれか。

① 黒田清隆　② 板垣退助
③ 伊藤博文　④ 原敬

9 大日本帝国憲法〔明治憲法〕下で陸海軍の統帥権をもつのはどれか。

① 帝国議会　② 内閣総理大臣
③ 内閣　④ 天皇

10 大日本帝国憲法下における司法機関の頂点となるものはどれか。

① 大審院　② 皇室裁判所
③ 軍法会議　④ 行政裁判所

第 5 講　PART1　確認問題 解答

1 解答：④

欽定憲法に対し，国民が直接もしくは議会を通じて制定した憲法を民定憲法という。

①：成文化されている憲法のこと。
②：改正に一般の法律より厳格な手続きを必要とする憲法のこと。
③：成文化されていない憲法のこと。

2 解答：②

硬性憲法に対し，一般の法律と同様の手続きで改正が可能な憲法を軟性憲法という。

①：国民が直接もしくは議会を通じ制定した憲法のこと。
③：君主の意思により制定された憲法のこと。
④：成文化されている憲法のこと。

3 解答：③

大日本帝国憲法〔明治憲法〕は 1889 年に制定され，その翌年に帝国議会が開設された。

①：1885 年のできごと。
②：1881 年のできごと。
④：1882 年のできごと。

4 解答：①

治安維持法は普通選挙の実施による社会主義の拡大などをおそれて制定された。

②：日中戦争中の 1938 年に制定された。
③：日中戦争中の 1937 年に制定された。
④：日中戦争中の 1938 年に制定された。

5 **解答：②**

天皇機関説とは，法人としての国家が統治権の主体で，天皇は国家の最高機関とする憲法学説。

①：初の本格的政党内閣を成立させた。
③：無政府主義を唱えた。
④：民本主義を唱えた。

6 **解答：②**

大正デモクラシーの背景には，ロシア革命（1917 年）や第一次世界大戦の終結（1918 年）があった。

①：昭和ファシズムと関連がある。
③：昭和ファシズムと関連がある。
④：昭和ファシズムと関連がある。

7 **解答：④**

日本は昭和ファシズムによって軍国主義化していった。

①：大正デモクラシーと関連がある。
②：大正デモクラシーと関連がある。
③：大正デモクラシーと関連がある。

8 **解答：③**

伊藤博文は初代内閣総理大臣となった。

①：大日本帝国憲法公布時の内閣総理大臣。
②：初の政党内閣の性質を持つ隈板内閣の内相。
④：初の本格的政党内閣を組織した内閣総理大臣。

9 **解答：④**　天皇が帝国議会の協賛なく自由に行使し得る天皇大権として，陸海軍の統帥権が存在した。

①：天皇の協賛機関（＝同意の意思を表示する機関）。
②：「同輩中の首席」として位置づけられていた。
③：各大臣が天皇を輔弼した。

10 **解答：①**　裁判は，大審院を頂点に「天皇の名において」行われた。

②：特別裁判所の一つ。
③：特別裁判所の一つ。
④：特別裁判所の一つ。